

23 高 建 管 第 1154 号

平 成 24 年 3 月 29 日

各 部 局 長
議 会 事 務 局 長
公 営 企 業 局 長
教 育 長 様
警 察 本 部 長
監 査 委 員 事 務 局 長

土木部長

建設工事競争入札事務の手引の一部改正について（通知）

建設工事競争入札事務の手引（平成22年3月31日付け21高建管第1274号土木部長通知）の一部を別添のとおり改正しましたので通知します。改正内容は下記のとおりです。

記

1 概要

失格基準に該当しない低入札者が低入札調査を辞退した場合、その時点で低入札調査を中止する取扱いとしたことに伴い、必要な規定の整理を行うこと、平成 23 年度包括外部監査の意見を踏まえ、委託契約に関する規定を整理すること等、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

（1） 失格基準に該当しない低入札者が低入札調査を辞退した場合、その時点で低入札調査を中止する取扱いとしたことに伴い、必要な規定の整理を行うこととしました。

（留意事項の説明並びに入札実務指針第 10 条第 3 項第 2 号、第 13 条第 1 項及び第 2 項関係）

（2） 委託契約に関して「請負」と表記されているものを「委託」に改めるよう、規定を整理することとしました。

（留意事項の説明関係）

（3） その他必要な規定の整理を行うこととしました。

3 施行日

この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札から適用することとします。

建設工事競争入札事務の手引

留意事項の説明

(担当者又は立会人)

(同一時間帯に複数の入札を行うときには、まずその順序の説明を行う。)

- ・代理入札の場合は、委任状のチェックを受けてから投かんしてください。本人入札の場合は、業者名を申し出てから投かんしてください。
- ・落札決定にあたっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって落札金額とします。入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- ・工事（業務）番号と工事（業務）名は、正確に記載してください。特に、工事（業務）名のない入札は無効となりますから、注意してください。
- ・金額の頭には、必ず「¥」（円マーク）を表示してください。
- ・金額を訂正したものは全て無効扱いになり、金額をえどったもの、不鮮明なものは原則として無効扱いになります。投かん前に、今一度確認してください。

低入札価格調査制度を適用した施工体制確認型総合評価方式（除算式）による入札の場合

- ・この入札は、低入札価格調査制度を適用した施工体制確認型総合評価方式により落札決定を行います。
- ・申請書類に基づき算定した評価点を、入札価格で除して得られた評価値が最も高い者を落札者としします。ただし、いずれかの入札者の入札価格が低入札に対する調査基準価格を下回る場合には、その入札を保留して調査を行い、施工体制評価の後、契約締結が適当であると判断された場合に、改めて落札決定を行います。
- ・調査基準価格を下回る入札となった入札者は、見積内訳書を提出してください。見積内訳書の提出のない者は失格となると同時に、指名停止措置がとられます。また、調査基準価格を下回り、失格基準に該当しない入札者は、低入札調査を辞退する場合を除き、全員、提出期限までに低入札調査関係資料を提出してください。ヒアリング調査を行うとともに、施工体制評価に使用します。
- ・調査の結果、見積内訳書の見積内容が失格基準に該当する場合又は契約締結は不適当となった場合には、失格となりますのであらかじめご承知おきください。なお、調査結果は入札参加者全員に通知します。

事後審査方式一般競争入札による場合

- ・この入札は、事後審査方式により落札者を決定します。
- ・入札価格が予定価格と最低制限価格の範囲内で最も低い価格の入札者がある場合、落札候補者として入札は保留します。
- ・入札後、原則として閉庁日を除き3日以内に落札候補者についてのみ追加書類の提出を求め、入札参加資格の有無を確認し、資格有りと認められる場合には落札決定通知を、資格無しと認められる場合には失格通知をそれぞれ行います。
- ・入札参加者の入札参加資格確認通知は行わず、入札結果は落札決定の翌日以降に閲覧に供する入札記録で公表しますので、あらかじめご承知おきください。

- ・私語、立席を慎み、入札にご協力ください。
- また、携帯電話などの呼び出し音は、入札の妨げとなりますので、あらかじめ電源を切っていただくよう、お願いします。

(担当者による予定価格調書の確認)

- ・入札開始の前に、まず予定価格調書の確認を行いますので、しばらくお待ちください。
- 1 封筒に工事（業務）番号、工事（業務）名は正しく書かれ、正しく封印されているか（開封された形跡はないか）。
- 2 はさみで封筒を開封。
- 3 予定価格調書を取り出し、次の項目を確認する。
 - ・作成年月日は、施行何の決裁日から入札日までの間の日になっているか。
 - ・決裁権者及び作成者欄は、正しく書かれ押印されているか。
 - ・消費税込みの設計金額、請負対象金額又は委託対象金額（以下「請負対象金額」という。）は設計書と同額であるか。
 - ・入札書比較価格の請負対象金額（消費税抜き）は設計書と同額であるか。
 - ・入札書比較価格の予定価格（消費税抜き） $\times 105 / 100 =$ 消費税込みの予定価格となるか。
 - ・入札書比較価格の予定価格（消費税抜き）は入札書比較価格の請負対象金額（消費税抜き）以下となっているか。事前公表される予定価格について、あらかじめ確認できている場合には、価格部分の再確認は省略して差し支えない。
- 4 **最低制限価格の設定がある場合は、さらに次の項目を確認する。（随意契約では該当しない。）**
 - ・入札公告（閲覧用指名通知書）、施行何で最低制限価格「有」となっているか。
 - ・入札書比較価格の最低制限価格（消費税抜き） $\times 105 / 100 =$ 消費税込みの最低制限価格となるか。
 - ・入札書比較価格の最低制限価格（消費税抜き） $\div$ 入札書比較価格の予定価格（消費税抜き） $= 0.9 \sim 0.7$ （ $0.85(0.8) \sim 0.6$ ）の範囲内であるか。
- 5 **低入札価格調査制度を採用している場合は、4に代わり次の項目を確認する。（工事のみ。ただし、随意契約では該当しない。）**
 - ・入札公告（閲覧用指名通知書）、施行何に「低入札価格調査制度による」ことが記載されているか。
 - ・入札書比較価格の調査基準価格（消費税抜き） $\times 105 / 100 =$ 消費税込みの調査基準価格となるか。
 - ・入札書比較価格の調査基準価格（消費税抜き） $\div$ 入札書比較価格の予定価格（消費税抜き） $= 0.9 \sim 0.7$ の範囲内であるか。

注 業務委託入札の最低制限価格の設定範囲は、予定価格の0.85～0.6（建設コンサルタント業務）、0.8～0.6（維持管理業務）と、業務によって異なることに注意。

- ◎ 総合評価方式はすべて低入札価格調査制度によらなければならない、予定価格調書に調査基準価格を最低制限価格と記載されているものは予定価格調書の重大な瑕疵にあたることに注意。 注：重大な瑕疵とは、予定価格又は最低制限価格（調査基準価格）の不備、作成者又は決裁権者の不明をいう。

(立会人による予定価格調書の確認)

- ・担当者と同様のチェックを行う。

予定価格調書に重大な瑕疵（最低制限価格が記載されていない、正しく設定されていない等）がある場合

○第○号、○○○工事につきましては、予定価格調書に不備があり、入札執行上問題があることが判明しましたので、大変申し訳ありませんが、本日の入札は中止とし、延期させていただきます。なお、入札の日時等については改めてご連絡いたしますので、ご了承願います。

※ 入札中止の理由を、「予定価格調書の○○に不備があり」と具体的に説明すること。

予定価格調書に問題がない場合には、次の入札開始宣言に移る。

入札開始宣言

(担当者)

それでは、○第○号、○○○工事の入札を行います。代理入札の場合は、委任状の確認を受けてから入札書を投かんしてください。
本人が入札する場合は、業者名を申し出てから入札書を投かんしてください。
準備のできました方から、第1回目の投かんを始めてください。

委任状の確認

(担当者)

- ・不備なものは、確認時にその場で指示して補正（要訂正印）させる。
- ・委任状の記載内容が不適当と認められる場合、委任状がなく代理入札をしようとする場合は、投かんしても失格（建設工事競争入札心得（平成19年12月7日付け19高建管第808号土木部長通知。以下「入札心得」という。）10①I・II）となる旨説明し、辞退してもらう。

要確認事項

- 1 委任年月日は、公告（指名）の日から入札日までの間の日付になっているか。（年間委任状の場合を除く。）
- 2 あて名（知事名）は正しく書かれているか。
- 3 住所（法人は所在地）、名称（法人は商号）、氏名（法人は代表者の職名及び氏名）は正しく書かれているか。
- 4 押印はあるか。（法人の場合は代表者印（○○株式会社代表取締役印等）でなければならない。）
- 5 委任内容は見積及び入札の行為となっているか。（再度入札がない限り、見積行為の委任はなくても可。）
- 6 入札案件の工事番号、工事名は正確に記載されているか。（年間委任状の場合を除く。）
- 7 受任者の住所、氏名は正しく書かれ、受任者印の押印はあるか。
- 8 委任状が年間委任状の場合は、次の2点を確認。
 - （1）入札を行う者は委任を受けた者か。（年間委任状の代理人以外の者（復代理人）であるときは、復代理人選任の委任状が必要。）
 - （2）復代理人が入札を行う場合には、入札参加者から年間委任状の代理人への復代理人選任権限の委任が年間委任状で認められ、年間委任状の代理人から復代理人への委任状を持参しているか。

復代理人への委任状では、次の項目を確認する。

- ・委任年月日は、公告（指名）の日から入札日までの間の日付になっているか。
- ・あて名（知事名）は正しく書かれているか。
- ・委任者（年間委任状の代理人）の住所（法人は所在地）、名称（法人は商号）、氏名（法人は代表者の職名及び氏名）は正しく書かれているか。
- ・委任者（年間委任状の代理人）の押印は年間委任状の受任者印と一致するか。
- ・委任内容は見積及び入札の行為となっているか。（再度入札がない限り、見積行為の委任はなくても可。）
- ・入札案件の工事番号、工事名は正確に記載されているか。

- ・受任者（復代理人）の住所、氏名は正しく書かれ、受任者（復代理人）印の押印はあるか。
- 9 年間委任状及び復代理人への委任状の確認が済んだら、年間委任状はその場で返却し、復代理人への委任状に「年間委任状対照済」のスタンプを押し、担当者の押印（入札完了後で可）をする。
- 10 復代理人ではなく、年間委任状の代理人による入札の場合は、入札書確認時に必要なのでそのまま預かっておく。

投かん

注：投かん前に入札者が1者となることが判明した場合は、一般競争入札ではそのまま入札を行う。（入札心得5⑧）指名競争入札では入札は行わず、直ちに中止する。（入札心得5⑦Ⅱ）

（担当者）

- 第○号、1回目の投かんはお済みでしょうか。
- ・全員の投かんが済んだか確認する。

開札宣言

注：開札宣言後の投かんは一切認めない。

（担当者）

- 第○号、1回目の開札を行います。

入札書の確認（担当者）

- 1 入札書を低価格順に並べる。
- 2 入札書の次の事項を確認する。（開札後の補正は一切認められない。）
 - （1）書式は決められた書式か。
 - （2）日付（入札日であること。）、あて名（知事名）は正しく書かれているか。
 - （3）本人入札の場合
 - ・住所（法人は所在地）、名称（法人は商号）、氏名（法人は代表者の職名及び氏名）は正しく書かれているか。
 - ・押印はあるか。（法人の場合：代表者印（○○株式会社代表取締役印等。社印、代表者の個人印ではないことに注意。）でなければならない。）
（個人の場合：代表者の個人印（社印ではないことに注意。）でなければならない。）
 - （4）代理入札の場合（復代理人による場合は除く。）は、委任状と対照のうえ次の項目を確認。
 - ・住所、氏名は2段書で、上段に入札参加者の住所、名称、氏名、下段に代理人の住所、氏名の記載となっているか。（代理人記載欄には、「代理人」と明記しなければならない。）
 - ・代理人の押印があるか。（入札参加者の押印は不要。）
 - ・上記2点は、委任状の記載と一致するか。
 - ・年間委任状（入札完了後は返却が必要。）による場合は、入札書に「年間委任状対照済」のスタンプを押し、担当者の押印（入札完了後で可）をする。

(5)復代理人による入札の場合

- ・住所、氏名は3段書きで、上段に入札参加者、中段に代理人、下段に復代理人の住所、氏名の記載となっているか。(代理人記載欄には「代理人」、復代理人記載欄には「復代理人」と明記しなければならない。)
- ・復代理人の押印があるか。(入札参加者、代理人の押印は不要。)
- ・上記記載は、代理人から復代理人への委任状の記載と一致するか。

(6)入札案件の工事番号、工事名は正確に記載されているか。

(7)入札金額の確認

- ・金額は明確に記入されているか。
- ・金額の前に¥の記載はあるか。

【最低制限価格を設けている場合】

予定価格と照合する。(照合するのは入札書比較価格の予定価格(消費税抜き)と最低制限価格(消費税抜き)なので、あらかじめマーキングして見間違いのないようにしておくとい。)

- ・入札書記載金額は入札書比較価格の最低制限価格(消費税抜き)以上かつ入札書比較価格の予定価格(消費税抜き)以下であるか。
 - ア 入札書記載金額<入札書比較価格の最低制限価格(消費税抜き)
 - イ 入札書記載金額>入札書比較価格の予定価格(消費税抜き)

ア、イはいずれも失格。(ア=入札心得 10⑦Ⅶ、イ=入札心得 10⑦Ⅵ)

- ・失格の入札書は余白へ「失格」と明記し、入札書の一番下へ回す。

【調査基準価格を設けている場合】

予定価格と照合する。(照合するのは入札書比較価格の予定価格(消費税抜き)と調査基準価格(消費税抜き)なので、あらかじめマーキングして見間違いのないようにしておくとい。)

- ・入札書記載金額は入札書比較価格の調査基準価格(消費税抜き)以上かつ入札書比較価格の予定価格(消費税抜き)以下であるか。
 - ア 入札書記載金額<入札書比較価格の調査基準価格(消費税抜き)
 - イ 入札書記載金額>入札書比較価格の予定価格(消費税抜き)

アは入札保留(入札心得 16①)であり、失格ではないことに注意。イは無効(予定価格事後公表時)又は失格(予定価格事前公表時)となる。

- ・入札書の余白へ「無効」又は「失格」と明記し、入札書の一番下へ回す。

【最低制限価格、調査基準価格とも設けていない場合】

予定価格と照合する。(照合するのは入札書比較価格の予定価格(消費税抜き)だけなので、あらかじめマーキングして見間違いのないようにしておくとい。)

- ・入札書記載金額は入札書比較価格の予定価格(消費税抜き)以下であるか。
 - 入札書記載金額>入札書比較価格の予定価格(消費税抜き)の場合は無効(予定価格事後公表時)又は失格(予定価格事前公表時)となる。
- ・入札書の余白へ「無効」又は「失格」と明記し、入札書の一番下へ回す。

(8)入札書の枚数を確認する。

- ・入札参加者数-当日辞退等入札不参加者数=入札書枚数であるか。

- 3 2の確認で無効（入札心得9）、失格（入札心得10）となった入札書の余白にその旨明記し、入札書の一番下へ回す。
- 4 2の確認で間違いがなければ、最低価格の入札書に「1回目落札」と記載して（総合評価方式の場合は除く。）入札書、委任状、予定価格調書を立会人に渡して再確認を受ける。
- 5 **総合評価方式の場合は、次のとおり落札者を決定する。**
 - （1） あらかじめ企業及び配置技術者の評価、施工計画の評価の評価点を算定した表計算ソフトをインストール済みのパソコンを入札会場に準備する。
 - （2） 2の要領で入札書を確認する。
 - （3） 担当者は、確認済みの入札書（無効、失格の入札書を除く。）をパソコン担当者に渡す。
 - （4） パソコン担当者は各入札参加者の入札書記載金額を正しく入力し、評価値を算定する。入力が終わったら、担当者に戻す。
 - （5） 担当者は、入札書（無効、失格の入札書を除く。）の記載金額をあらかじめ準備した当該案件の総合評価方式入札記録（入札金額、評価値以外の項目は記入済みのもの）に正しく転記し、電卓により評価値を計算して総合評価方式入札記録に記載する。評価値の最も高い入札参加者の「落札業者」欄には、◎を記載する。また、評価値記載済みの総合評価方式入札記録をパソコン担当者に渡すとともに、すべての入札書、委任状、予定価格調書を立会人に渡して再確認を受ける。
 - （6） パソコン担当者は、パソコンと総合評価方式入札記録の入札書記載金額、評価値を照合し、間違いがないか確認する。
 - （7） 担当者とパソコン担当で評価値の算定に間違いがないことが確認できたら、評価値の最も高い入札参加者の入札書に「1回目落札」と記載する。
 - （8）（3）～（6）の作業は、複数のパソコンを活用するなど、適宜工夫して行って差し支えない。ただし、**評価値の算定に間違いがないよう必ず複数で確認すること。**
 - （9） 確認済みの総合評価方式入札記録を立会人に渡し、再確認を受ける。

立会人による確認

- 1 確認は、赤エンピツを用いて行う。
- 2 確認内容は担当者に準じるが、特に次の項目には留意する。
 - ・ 入札参加者の表示は適正か。（法人の場合、代表権を有する代表者の記名押印があるか。）
 - ・ 入札参加者、代理人（復代理人）について委任状と入札書の住所、氏名が一致するか。
 - ・ 入札書押印の印は委任状押印と一致するか。（代理入札の場合のみ。）
 - ・ 入札書記載金額は予定価格調書と照合して適正か。（予定価格と最低制限価格の範囲内であるか等）
 - ・ 無効又は失格とした理由は適正か。（無効又は失格の入札がある場合）

落札決定（宣言）

総合評価方式以外の場合

（担当者）

第〇号、1回目落札です。

入札書記載金額〇〇〇〇円（金額は2回言う。）、これに5%を加算した金額で落札です。落札者は、〇〇建設株式会社です。

なお、税抜きの予定価格は公表のとおりで、最低制限価格は〇〇〇〇〇円でした。落札者の〇〇建設の入札参加者は前へ出てきてください。

【無効の入札がある場合】

- ・なお、〇〇建設株式会社は、建設工事競争入札心得第9条第〇号により、無効扱いとしました。（ケースによっては、具体的に説明する。無効例は「入札実務指針」を参照。）

【失格の入札がある場合】

- ・なお、〇〇建設株式会社は、入札書記載金額が予定価格を上回っていた（最低制限価格を下回っていた）ことから、建設工事競争入札心得第10条第1項第6号（第7号）により、失格扱いとしました。（失格例は「入札実務指針」を参照。）

注：予定価格事前公表の案件で予定価格を上回る入札をした失格者については、入札終了後にその理由を聞き、速やかに理由書を提出させること。（入札心得10②）

総合評価方式の場合

（担当者）

第〇号、1回目落札です。

評価点〇〇点、入札書記載金額〇〇〇〇円（金額は2回言う。）ですので、評価値は〇〇点（値は2回言う。）となって、落札者は〇〇建設株式会社です。また、落札金額は、入札書記載金額〇〇〇〇円に5%を加算した金額となります。

なお、税抜きの予定価格は〇〇〇〇円（公表のとおり）で、調査基準価格は〇〇〇〇円でした。落札者の〇〇建設の入札参加者は前へ出てきてください。

予定価格の事前公表なしの場合の落札決定（宣言）

（担当者）

第〇号、1回目落札です。

入札書記載金額〇〇〇〇円（金額は2回言う。）、これに5%を加算した金額で落札です。落札者は、〇〇建設株式会社です。

なお、税抜きの予定価格（及び最低制限価格(調査基準価格)）は〇〇〇〇円でした。落札者の〇〇建設の入札参加者は前へ出てきてください。

※予定価格事後公表の入札にあっては、予定価格を口頭で公表すること。

直ちに落札宣言とならない場合Ⅰ

低入札価格調査制度適用（総合評価方式）で調査基準価格未満の入札があり、入札保留とする場合の宣言

（担当者）

○第○号、1回目入札保留です。調査基準価格を下回る入札が行われたので、入札の結果を保留します。（失格ではないこと。）

税抜きの手当価格は○○○○円（公表のとおり）で、調査基準価格は○○○○円でした。なお、調査基準価格を下回る入札書の入札価格及び入札者は、○○○○円で○○建設（低入札者全員を読み上げる。）でした。今後、入札参加者全員について施工体制評価を行った後に評価点、評価値を確定させ、落札者を決定します。

調査基準価格を下回る入札を行った○○建設（低入札者全員を読み上げる。）は、直ちに見積内訳書を提出してください。提出のない場合には、指名停止を伴う失格となります。また、提出された見積内訳書の内容が低入札価格調査制度の失格基準に該当する場合には、失格となります。

調査基準価格を下回る入札者が、施工体制評価後も落札決定のための第1順位であるときは、契約締結が適当と判断された場合に落札者となります。調査の結果は、入札参加者全員の方に通知します。

※手当価格事後公表の入札にあつては、手当価格を口頭で公表すること。

注1 総合評価方式によらず低入札価格調査制度を適用し低入札が行われた場合でも、施工体制評価は行うこと。低入札者全員に低入札調査資料の提出を求める。

2 総合評価方式によらず低入札価格調査制度を適用し低入札が行われた場合には、調査基準価格未満の入札金額で同額者があるとき又は調査基準価格以上の入札金額で最低価格が同額であるときは、後掲のくじ引きにより低入札価格調査第1順位の者を定め、又はすべての低入札者が失格となった場合の落札者をあらかじめ決定すること。

直ちに落札宣言とならない場合Ⅱ

同額者（総合評価方式では評価値が同じ者）があつた場合のくじ引きの施行宣言

（担当者）

○第○号、1回目落札です。入札書記載金額は○○円（評価値は○○点）ですが、同額（評価値が同じ）入札が○者ありますので、くじ引きにより落札者を決定します。（なお、○○建設株式会社は、建設工事競争入札心得第9条第○号(第10条第○号)により、無効（失格）としました。）

では、くじ引きの準備をしますので、しばらくお待ちください。なお、くじ引きの辞退はできません。辞退者は建設工事競争入札心得第15条第1項により失格となるとともに、落札したにもかかわらず契約辞退をしたものとして取り扱われ、指名停止措置の対象となりますので、あらかじめ申し添えます。

（立会人）

あらかじめくじの実施要領についてご説明します。くじは、予備くじ、本くじの順に行います。予備くじは、くじ棒により行います。くじ棒の番号の若い順に本くじを引きます。本くじは、手当価格調書の裏面に書かれた線引きのくじで行い、「落札」と書かれた線を選んだ者を落札者とします。

（担当者）

くじの準備ができましたので、今からお呼びする方は全員前に出てきてください。○○建設、○○工務店、……

【くじの施行要領】

- 1 予定価格調書の裏面に簡単な線引きによるくじ（アミダくじは不可）を作成し、任意に「落札」となる線を決めて記入する。くじ記入面を折り曲げ、「落札」がどの線かを分らないようにして選ばせる。
- 2 予備くじは、くじ棒により行う（ジャンケンは不可）。くじ棒は、市販のくじ棒かエンピツの先を削り番号を記入して調製する。順次（どの順番でもよい）くじを引かせ、「1」番のくじ棒を引いた者から順番に本くじを引かせる。（くじ棒は番号を記入した方を手に持って隠して引かせる。）
- 3 本くじは、選んだ線の下に会社名、入札者氏名を記入させる。（押印は不要。）
- 4 本くじの結果は、立会人、くじ引き参加者全員で確認する。

（担当者）

○第○号は、くじ引きの結果、○○建設株式会社を落札者とします。入札書記載金額○○○○円（金額は2回言う。）、これに5%を加算した金額で落札です。（評価点○○点、入札書記載金額○○○○円（金額は2回言う。））ですので、評価値は○○点（値は2回言う。）です。）

なお、税抜きの予定価格は公表のとおりで、最低制限価格(調査基準価格)は○○○○円でした。落札者の○○建設の入札参加者は前へ出てきてください。

注 入札心得第15条第1項後段の規定によりくじ引きを辞退することは認められない。

直ちに落札宣言とならない場合Ⅲ

事後審査方式一般競争入札であり、入札保留とする場合の宣言

（担当者）

○第○号、1回目入札保留です。予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の入札価格である落札候補者について、後日入札参加資格要件の審査を行った後、入札参加資格有りと認められる場合に落札決定を行い、落札決定通知を行います。入札参加資格無しと認められる場合は失格であり、失格通知を行います。

また、落札候補者が失格の場合には、次順位者について入札参加資格要件の審査を行い落札者を決定していきます。その他の入札参加者には特に通知は行いませんので、あらかじめご承知おきください。入札結果は、後日閲覧に供する入札記録で確認をお願いします。

なお、落札候補者は○○建設株式会社で、入札書記載金額は○○○○円（金額は2回言う。）です。税抜きの予定価格は公表のとおりで、最低制限価格は○○○○円でした。

入札不調の場合Ⅰ

失格・入札辞退等により再度入札に参加する者がいない場合の宣言

(担当者)

○第○号、入札不調です。1回目の入札では、落札者はありませんでした。

理由説明（失格者がある場合、無効札がある場合、入札辞退者がある場合等、再度入札ができない理由を説明する。）

よって、再度入札に参加できる者がいないため、建設工事競争入札心得第5条第7項第2（3）号によりこの入札はこれで打ち切ります。なお、税抜きの予定価格は公表のとおりでした。今後「更改入札」の実施等を検討し、更改入札実施の場合には改めて公告（指名通知を）します。

※ 事後公表である最低制限価格（調査基準価格）（予定価格事後公表の場合は予定価格を含む。）は、入札不調の場合には口頭発表してはならないことに注意。

注 再度入札に参加できる者が1者しかない場合、一般競争入札ではそのまま入札を行い（入札心得5⑧）、指名競争入札では入札をうち切る（入札心得5⑦Ⅱ）。

入札不調の場合Ⅱ（予定価格事前公表制では、想定されないことに注意。）

再度入札を行う場合の宣言

(担当者)

○第○号、落札者が得られず1回目入札不調です。直ちに再度入札を行いますが、○○建設については……の理由により建設工事競争入札第10条第○号に該当し失格となって再度入札には参加できません。また、その他の各社にあっても、再度入札を辞退されることは自由です。

1回目の入札書記載金額の最低額は○○○○円であり、2回目の入札では、この金額を下回る金額で入札してください。○○○○円以上の金額を記載した場合は、失格となりますので、注意してください。

それでは、準備のできました方から、2回目の投かんを始めてください

【再度入札時の留意点】

- ・開札、入札書の確認、立会人の再確認の方法は初度入札（1回目）と同じ。
- ・入札書記載金額は、初度入札時の最低入札金額未満であることを確認する。初度入札の最低入札価格以上の入札を行った者は、入札心得第17条第4項及び第5項の規定により、3回目の再度入札には参加できない。
- ・予定価格と最低制限価格の範囲内で、最低入札金額の入札者を落札者とする。（落札決定宣言は、初度入札時と同様）
- ・再度入札では、落札者が得られない限り、事後公表である最低制限価格（調査基準価格）（予定価格事後公表の場合は予定価格を含む。）を口頭発表してはならない。

2回目の再度入札でも落札者が得られなかった場合の宣言

（担当者）

○第○号、2回目も入札不調です。直ちに3回目の入札を行います。（ただし、○○建設については、入札書記載金額が第1回目の最低入札価格を上回るので3回目の入札には参加できません。）なお、3回目の再度入札も辞退されることは自由です。

2回目の入札書記載金額の最低額は○○○○円であり、第3回目の入札では、この金額を下回る金額で入札してください。○○○○円以上の金額を記載した場合は失格となりますので、注意してください。

それでは、準備のできました方から、3回目の投かんを初めてください

【再度入札時（3回目）の留意点】

- ・開札、入札書の確認、立会人の再確認、落札決定の方法は2回目入札と同じ。
- ・再度入札は、3回目で打ち止めとなる。

3回目の再度入札でも落札者が得られなかった場合の宣言

（担当者）

○第○号、3回目の入札でも落札者が得られませんでしたので、この入札はこれで打ち切ります。今後「更改入札」の実施等を検討し、更改入札実施の場合には改めて公告（指名通知を）します。

注 3回目の再度入札における最低入札価格については、公表してはならない。

【入札時その他の留意事項】

- 1 落札決定後、落札者から「勘違いでケタ違いの金額で入札したので取り消してほしい。」との申し立てがあっても認めない。錯誤による入札書記載金額の無効の主張は、入札箱閉鎖後開札中（落札決定前）に入札者から自発的に申し出があった場合のみ認める（入札辞退とみなすことを了承させたうえ、入札心得第9条第2号の「その意思表示が不明瞭である入札書」に該当するものとして当該入札を無効とする。）。
- 2 入札結果についてその場で教えてほしいとの問い合わせには応じない。入札結果の公表は、入札記録の閲覧によってのみ行う。落札者のない（低入札価格調査の対象者の得られない）入札記録には、最低制限価格（調査基準価格）は記載しないことに注意。

【入札立会人の役割】

- 1 入札会場における私語、立席、不穏な行動等を規制して入札の執行全般が適正に行われているかを確認していくとともに、入札書、予定価格調書等の再チェックを含め、落札決定に関しての最終確認を行う。
- 2 立会人は、その役割の重要性に鑑み、入札事務の経験者又は課（室）長補佐（次長）又は担当チーフ（班長）の責任のある立場の者とすること。

【落札者への措置】

落札者には、建設工事請負契約書（土木設計等業務委託契約書）標準書式２部（特記事項を含む正・副の２部）とともに、次の書類（別記様式）を建設管理課 HPからダウンロードして手渡し、契約締結に関する事務手続を指示する。

- （１）「入札（見積）後の事務手続きについて」文書
- （２）「落札事項決定通知書」
- （３）「高知県内業者の活用及び県内産品の優先使用並びに地元業者へのご配慮を」文書
- （４）「請負者の皆さまへ」文書
- （５）「下請契約における代金支払の適正化等について」土木部長通知

入 札 実 務 指 針

建設工事競争入札心得 の 関 係 条 項	事 例	取 扱 い	備 考
入札公告（一般競争入札）関係 ・公告は、入札情報システムに掲載する。 ・申請受理後、一般競争入札では一般競争入札参加資格確認通知により入札参加者を特定させる。 ・予定価格等入札時留意事項については、入札公告の中で公表する。	「入札参加資格確認通知書」の受領は、相手方からのメール返信で確認する。 1 申請者が1者しかない場合の取扱い 2 申請者は2者あったが、入札執行までに辞退等により1者となった場合の取扱い	1 1者でも入札参加資格要件を満たしておれば、入札を執行する。 2 一般競争入札では、当該入札参加資格有りの者が1者以上のときには、指名競争入札と異なり入札を行う。 事後審査方式一般競争入札では、入札参加者が1者でもあれば入札を行う。	入札心得5⑧ 入札心得5⑧
指名通知（指名競争入札）関係 ・指名通知は電子メールにより行い、電話では行わない。 ・指名通知書には、入札日時、場所、閲覧開始日時、閲覧場所を記載する。 ・予定価格等入札時留意事項は、指名通知時に併せて通知する。	1 指名通知を行ったが、連絡がとれない場合 2 1の場合に、連絡のつかない1者から別の1者に変えて指名する、又は追加して指名することはできるか。 3 指名通知後、入札までの間に指名業者の代表者がたとえば飲酒運転を起こしたときの取扱い	1 間に合えば配達証明付郵便（速達）で指名通知を行い、連絡を求める。連絡もなく、入札参加もなければ辞退扱いとする。 2 できない。欠けた1者を変更したり補充したりすることは指名競争入札の公平性の観点から認められない。欠けたまま入札を行う。 なお、営業を行っていない実態が確認できた場合には、直ちに建設管理課（契約担当）に連絡すること。 3 建設管理課（建設業担当）において指名停止措置をとることとなり、入札参加できなくなる。入札日前日に指名停止が行われた等時間的余裕がない場合には、電話で当該指名業者にその旨伝え、指名通知の取消措置をとる。	経営実態のない業者については、建設管理課において建設業法（昭和24年法律第100号）上の措置を行う。 指名停止により、現に指名を受けた入札の参加資格を喪失し、指名は取り消される。

建設工事競争入札心得 の 関 係 条 項	事 例	取 扱 い	備 考
第4条 第5項 入札者は、入札執行者の指定する場所に待機しなければならない。無断で指定する場所を離れた者等は入札辞退として取り扱う。	1 入札時に入札者が会場にいないとき 2 入札時刻に遅れる旨の連絡があったとき	1 入札辞退として扱う。 2 入札参加者の個人的事情で入札開始時刻を遅らせる余地はなく、入札辞退として扱う。天災等により入札参加が困難と認められる場合には、入札の執行自体を延期しなければならない。	
第4条 第7項 入札公告等において認められている場合には、郵便等により入札することができる。	1 郵便等による入札を認めるのは、どういう場合か。 2 郵便等の「等」とは何を指すか。	1 WTO案件はすべて郵便等による入札を認めなければならない、その他入札参加者が全員県外の遠方である場合などが想定されるが、原則として郵便等による入札は認めない。 2 宅配によるメール便等、日本郵政㈱のほか法的に郵便事業の実施が認められている者である。	
第5条（入札の基本的 第1項 事項） 入札者は、別記第1号様式による入札書に記載して入札しなければならない。	別記第1号様式によらず入札したとき	所定の様式に準じたものであれば有効。（見積書による入札、金額欄に単位表示があるもの、金額ワクのないもの等）	
第5条 第3項・第4項 入札書の記載事項の訂正にはその箇所又は入札書の余白に押印しなければならない。ただし、金額の訂正はできない。	字句の挿入又は訂正があり、押印されていないとき	1～2字程度であり、軽微なものであれば有効注意として扱う。 有効注意では、入札終了後に個別に呼び出し、口頭注意をすること。（以下、すべての有効注意について同じ。）	金額の訂正は無効となる。（入札心得9Ⅲ）

建設工事競争入札心得 の 関 係 条 項	事 例	取 扱 い	備 考
第5条 第6項 いったん投かんした入札については、取替又は訂正をすることができない。	開札中（ただし、落札決定前）に入札者から金額の記載を誤った（桁違いの記載をした）旨の申し出があったとき。	入札金額に関して錯誤（勘違いによる記載誤り）の申し出は認めるが、訂正はさせない。当該入札書は無効とし、（入札心得9Ⅱ）、入札記録上は入札辞退として扱う。	落札決定後は、いかなる申し出も認めない。
第5条 第7項 入札を行わない場合 (1)一般競争入札で入札参加者資格要件を満たす申請者がいないとき (2)指名競争入札で辞退等により入札者が1者となったとき (3)すべての入札で入札者が1者もないとき	開札の結果、失格、無効等により入札者が1者となったとき	すべての入札において、1者となる前に行われた入札は有効であり、当該入札書記載金額が予定価格以下（最低制限価格以上）の場合は、当該入札者を落札者と決定する。 ただし、再度入札は一般競争入札ではそのまま行えるが、指名競争入札ではできない。指名競争入札では、2者以上でなければ入札の執行はできないからである。	
第5条 第8項 一般競争入札では、入札参加者が1者でもあれば、入札を行う。	指名競争入札では、入札辞退の結果1者となったときは入札を行えないのは何故か。	一般競争入札と指名競争入札の性質の違いによる。指名競争入札では、たとえ100者を指名して入札を行っても、入札参加者は公募されていないため実際の入札者が2者以上なければ競争性は確保されないとされている。一般競争入札では、公募する行為によって競争性は確保され、結果的に1者の入札でも有効とされるのである。	
第7条（入札の取り 第1号 やめ等） 天災その他やむを得ない理由があると認められるとき	1 入札日前日に台風等により入札日当日の交通が危ぶまれるとき又は入札参加者の所在地付近で大災害が発生したとき	1 状況判断により入札を延期し、入札参加者には電話等適宜の方法でその旨伝える。	

建設工事競争入札心得 の 関 係 条 項	事 例	取 扱 い	備 考
第7条 第2号 談合その他、入札を公正に執行することができないと認められるとき	2 入札の直前、某者から談合らしき行為が行われているとの通報があったとき	2 高知県談合情報等対応マニュアル(平成24年3月29日付け23高建管第1164号副知事通知。以下「談合情報等マニュアル」という。)に基づき対応する。	談合情報が寄せられていても、絶対に事前に公表してはならない。
第8条（入札の辞退） 入札者は、開札が行われるまでは、いつでも入札辞退できる。 入札辞退には、入札辞退届の提出又は口頭の申し出が必要。	1 入札辞退届を投かんした又は辞退の旨を記載した入札書を投かんしたとき 2 入札日当日、口頭により辞退する旨の表明があったとき 3 投かん後の入札辞退の表明は認められるか。	1 入札辞退として扱う。入札書に入札金額の記載があっても、辞退の旨の記載があるときは辞退と判断する。 2 担当者及び立会人の双方の確認により、入札辞退として扱う。 3 入札書記載金額の錯誤の場合を除き認めない。(第5条第6項説明を参照のこと。)	

建設工事競争入札心得 の 関 係 条 項	事 例	取 扱 い	備 考
第9条（無効の入札） 第1号 入札参加者の記名及び押印を欠く入札書	1 入札者の氏名の記載はあるが住所の記載がない。 2 代理人の住所氏名がない。 3 入札者の住所の記載はあるが氏名の記載がない。 4 入札者の住所、氏名とも記載がない。 5 代理人（複代理人）欄に「代理人」（「復代理人」）の表示がない。 6 入札者の押印がない。 7 委任状の受任者押印と入札書の受任者押印が違う。 8 委任状の提出はあるが、入札書は委任者の押印があり、受任者の記名押印がない。 9 代理入札で、入札書に委任者、受任者双方の押印がある。 10 代理入札で、入札書に委任者の住所氏名の記載がない。 11 代理入札で、入札書記載の受任者の住所氏名が委任状の受任者住所氏名の記載と違う。 12 「無効」と「失格」の違いは何か。	1 有効注意。 2 無効。氏名はあるが住所の記載がないものは有効注意。 3 無効。仮に押印があっても氏名の記載がない入札書は無効である。 4 無効。 5 有効注意。 6 無効。 7 無効。 8 無効。 9 有効注意。 10 有効注意。 11 無効。 12 具体的には、再度入札において参加できる「無効」に対して「失格」は参加できないという違いがある。「無効」は入札書個々の無効であるのに対して、「失格」は当該入札への参加資格そのものの無効である。	ここでの入札者には、代理人（復代理人）も含まれることに注意。 代理入札では、入札書への委任者押印は不要。ただし、委任者の住所氏名の記入は必要。
第9条 第2号 誤字脱字等により、その意思表示が不明瞭である入札書	1 入札書日付がない又は違っている。	1 工事（業務）番号、工事（業務）名の記載が正しく、当該入札の入札書であることが明確である場合は有効注意とする。	

建設工事競争入札心得 の 関 係 条 項	事 例	取 扱 い	備 考
第9条 第2号	2 入札書にあて名の記載がない又は間違っている。 3 入札金額の不明瞭 (1)入札金額の縁をえどったもの (2)入札書記載金額の前に「¥」の表記がない (3)入札書記載金額の判別例 ¥ 3 0 0 0 0 0 0 0 ¥ 3 0 0 0 0 0 0 0 ¥ 3 0 0 0 0 0 0 0 ¥ 3 0 0 0 0 0 0 0 ¥ 3 0 0 0 0 0 0 0 0 ¥ 3, 0 0 0, 0 0 0	2 有効注意とするが、他の首長名が記載されている場合は無効。 参考事例 〇〇一男＝知事名 △△二郎＝高知市長名るとき 高知市長〇〇一男 知事名は正確であり有効注意 高知県知事△△二郎 知事名の記載ではないので無効 高知県知事 知事名の記載のないものは有効注意 高知市長 氏名記載がなくあて名も違うが、工事（業務）番号、工事（業務）名の正確な記載があり、当該入札が県の事業であることが明確な場合に限り、有効注意 (1) 原則として無効だが、金額が明確に判断できる場合に限り有効注意。 (2) 有効注意。 (3) 無効（3000 万か 300 万か判別できない。） 無効（ ” ） 無効（ ” ） 無効（300 万か 30 万か判別できない。 ） 無効（3000 万か 300 万か判別できない。 ） 無効（桁区切りの表示が不適切で、金額が不明。）	知事氏名の記載がある場合は、その記載が明らかに別人の場合には無効と判断する。 あえて桁区切りをすするときは、マス目を使ってはならない。

建設工事競争入札心得 の 関 係 条 項	事 例	取 扱 い	備 考
第9条 第2号	千 百 十 万 千 百 十 円 ¥ 3 0 0 0 0 0 0 千 百 十 万 千 百 十 円 ¥ 3 0 0 0 0 0 0 千 百 十 万 千 百 十 円 ¥ 3 0 0 0 0 0 0 千 百 十 万 千 百 十 円 ¥ 3 0 0 0 0 0 0 千 百 十 万 千 百 十 円 ¥ 3 0 0 0 0 0 0 0 (4)入札書記載金額欄に桁区切りのある様式を使用しているとき (5)クセのある数字であるとき又は混同しやすいもので判別が困難なとき 4 工事（業務）番号、工事（業務）名の識別 (1)工事（業務）名の記載はあるが、工事（業務）番号の記載がない (2)工事（業務）番号の記載はあるが、工事（業務）名の記載がない。	無効（3000 万か 300 万か判別できない。） 無効（ " ） 無効（ " ） 無効（300 万か 30 万か判別できない。） 無効（3000 万か 300 万か判別できない。） (4) 別記第1号様式に定める記載内容がある限り有効。ただし、(3)の桁区切りの無効例を参照のこと。 (5) 担当者、立会人で十分協議し、判断できる数字として扱い（ただし、入札者の意思と必ずしも一致しない。）、有効注意とする。判別困難なものは無効とする。 (1)有効注意。ただし、同一時間帯に工事（業務）名の同じ案件の入札があり、双方の入札に参加している場合には、いずれの案件への入札か識別できないため無効。 (2)無効。工事（業務）名の記載は常に必要である。	金額欄に漢字による単位表示すること自体は差し支えない 桁区切りは、金額欄のマス目を使用してはならない。 「0」と「6」 「1」と「2」、「7」「9」 「5」と「6」 「7」と「9」の識別には特に注意。

建設工事競争入札心得 の 関 係 条 項	事 例	取 扱 い	備 考
第9条 第2号	(3)工事（業務）名は正しいが、工事（業務）番号が 違う (4)工事（業務）番号は正しいが、工事（業務）名が 違う (5)工事（業務）番号、工事（業務）名とも違う	(3)有効注意。ただし、同一時間帯に工事（業務）名の同じ 案件の入札があり、双方の入札に参加している場合には、 いずれの案件への入札が明確に識別できないため無効。 (4)工事（業務）名の誤りが数文字程度で明らかに書き誤り と判断できる場合には有効注意。まったく別の工事（業 務）名が記載されている場合には無効。 (5)無効。	
第9条 第3号	1 入札金額を、押印のうえ訂正している。 2 「¥」の記載を訂正している。	1 無効。金額の訂正は一切認められない。 2 無効。「¥」の記載も金額と同様の位置づけにある。	
第9条 第4号	1 委任状の確認を受ける前に、委任状を入札書と一 緒に投かんした。 2 委任状のみ投かんされ、入札書の投かんがない。 3 入札書を2枚以上投かんしたとき。 (1)2枚とも記載上の不備がない (2)1枚には不備がなく、もう1枚には不備がある 4 低入札価格調査制度における見積内訳書に押印 がない等の誤りがある。	1 委任状に格別の瑕疵がなければ有効注意。 瑕疵がある場合は無効。（投かん後であり、訂正させる余 地はない。） なお、再度入札を行う場合に、初度入札で瑕疵のあった 委任状を訂正のうえ提出し直して、委任状に瑕疵がなけれ ば再度入札では有効となる。 2 無効。開札開始宣言後は、改めて入札書を投かんするこ とは一切許されない。 (1)入札書記載金額が同じ又は違う場合、いずれにあっても 意思表示が明確でないため無効。 (2)不備のない入札につき有効注意。（厳重注意を行うこと。） 4 記名はありどの入札者の見積内訳書が判別できるもの、 工事番号又は工事名に記載誤りがあってもどの工事のも のか明確に判別できるものは有効とし、受取時に口頭注意 する。	失格ではないので、 再度入札への参加は認 められる。 代理入札では、見積 内訳書の訂正は不可。 （入札心得4④）

建設工事競争入札心得 の 関 係 条 項	事 例	取 扱 い	備 考
第9条 第4号	5 白紙の入札書の投かんがある 6 一般競争入札で、理由なく配置予定技術者と届け出た技術者を実際に配置しなかった。	5 無効。ただし、記載された方の入札書は、（不備がなければ）有効とする。投かん者が明らかな場合には、厳重注意。 6 当該入札は無効として、第20条第2項により落札決定を取り消す。	
第10条（失格の入札） 第1項第1号 入札に参加する資格のない者が入札した場合	1 年間委任状には復代理人選任の権限委任の記載がないにもかかわらず、復代理人が入札しようとしたとき。 2 代理人の住所氏名の記載がない。	1 失格。入札終了後、厳重注意をすること。 2 失格ではなく、第9条第1号により無効である。入札終了後、厳重注意をすること。	
第10条 第1項第2号 委任状を持参しない代理人が入札をした場合	1 入札書には代理人の表示があるが、委任状の提出がなかった。 2 委任状の記載 (1)委任者の記名又は押印、受任者の記名がない (2)受任者の記名はあるが押印がない (3)工事（業務）名は正しいが、工事（業務）番号が違う（又は記載がない） (4)工事（業務）番号は正しいが、工事（業務）名が違う（又は記載がない） (5)工事（業務）番号、工事（業務）名とも違っている	失格。入札終了後、厳重注意をすること。 (1)失格。 (2)入札書投かん前に押印させることができれば、有効。印鑑の持参がないなど、押印ができない場合は失格。 (3)有効注意。ただし、同一時間帯に工事（業務）名の同じ案件があり、双方の入札に参加している場合には、いずれの案件への入札か識別できないため失格。 (4)有効注意。ただし、まったく別の工事（業務）名である又は記載がない場合は失格。 (5)誤りが数文字程度で明らかに書き誤りと判断できる場合は有効注意。まったく別の工事（業務）番号、工事（業務）名である場合又は本案件への入札と判断することが困難な場合は失格。	

建設工事競争入札心得 の 関 係 条 項	事 例	取 扱 い	備 考
第 10 条 第 1 項第 2 号	(6)入札日と委任年月日が違う (7)年間委任状を持参していない場合の代理人（復代理人）による入札 (8)年間委任状の受任者（代理人）の押印と復代理人への委任状の委任者（代理人）押印が違う場合の復代理人による入札 (9)年間委任状の有効期限切れ	(6)公告（指名通知）日から入札日当日までの間の日付であれば有効。それ以外の日付は失格。 (7)失格。 (8)失格。 (9)失格。	年間委任状を用いる場合には、当該年間委任状の有効期間内である限り、入札日と一致しなくても有効。
第 10 条 第 1 項第 4 号 同一事項の入札について他の入札の代理人を兼ね、又は 2 人以上の入札参加者の代理をした者が入札した場合	1 A 社の代表者として入札に参加しているが、同じ入札に参加している B 社の代理人として入札するとき。 2 同じ入札に参加している C 社及び D 社の代理人として同一人物が入札するとき。	1 A 社入札は有効、B 社入札は失格。 2 C 社、D 社の入札とも失格。	
第 10 条 第 1 項第 5 号 所定の入札箱に投かんしなかった場合	同時に 2 件の入札をしていて、入札箱を入れ間違えたとき。	失格。	投かん行為の錯誤は認めない。
第 10 条 第 1 項第 6 号・7 号 予定価格を上回る又は最低制限価格を下回る入札をした場合	予定価格又は最低制限価格と同額である入札	有効。	

建設工事競争入札心得 の 関 係 条 項	事 例	取 扱 い	備 考
第 10 条 第 1 項第 9 号 明らかに談合によると認められる入札をした場合	1 入札会場で入札中に横、前後の席、あるいは席を立てて他の入札者と話し始めたとき。 2 入札中に携帯電話が鳴る、メールを読む等の行為があったとき。	入札会場での立席、会話には注意を与える。指示に従わない等、問題がある場合は退場を命じる。(入札心得 4 ⑤、⑥) 入札辞退として扱う。 直ちに携帯電話の電源を切り、外部との接触は断つよう指示し、従わないときは退場を命じて辞退扱いとする。(入札心得 4 ⑥)	入札会場の会話から談合の立証は困難であり、私語を禁じる必要がある。
第 10 条 第 2 項 予定価格を上回る入札をした者は、事前公表されているにもかかわらずその価格で入札を行った理由書を提出しなければならない。	理由書の様式及び記載内容を聞かれたとき。	理由書の様式は任意でよい。(あて名は知事名とする。) 失格行為をした理由と今後の対応について記載させる。 参考 指名競争入札において閲覧用指名通知書で事前公表の予定価格の確認を怠り、予定価格を上回る入札を行った場合の記載例 「閲覧用指名通知書に記載された予定価格の確認を怠ったことから、予定価格を上回る金額で入札を行いました。今後は、このようなことのないよう、十分注意いたします。」	失格となった入札者の故意過失の状況を確認し、今後失格となることがないように注意喚起するための措置である。
第 10 条 第 3 項第 1 号 低入札価格調査制度適用の入札において、調査の結果契約締結が適当でない者は失格とする。	1 調査基準価格と同額の入札のとき。	1 そのまま有効であり、調査対象とはならない。	

建設工事競争入札心得 の 関 係 条 項	事 例	取 扱 い	備 考
第 10 条 第 3 項第 1 号	2 見積内訳書の持参がなかった場合、会社印鑑を持っておればその場で作成させて差し支えないか。 3 見積内訳書は作成したが、持参するのを忘れたとの申立てがあった場合の取扱いはどうなるか。	2 できない。見積内訳書は、入札参加者が業者としてその入札価格の内訳根拠を示すものであり、建設工事低入札価格調査制度事務処理要領（平成 19 年 6 月 20 日付け 19 高建管第 270 号副知事通知）に定める失格基準に該当しないかどうかを確認するための重要資料である。このため、代理人による作成は一切認めておらず、持参がない場合はすべて失格とする。仮に代表者が入札参加している場合でも、あらかじめ作成して持参していない以上、同様に失格、指名停止とする。 3 失格、指名停止とする。	見積内訳書は、低入札を行った者全員から提出を受けるものであり、最低入札者（総合評価方式では評価値が最高の者）に限らないことに注意。
第 10 条 第 3 項第 2 号 低入札価格調査制度において、調査に協力しない者は失格とする。	低入札調査の辞退を申し出ていない場合であって、調査資料を理由もなく提出せず、又は調査実施日に出頭しないとき。	再度要請しても応じない等、明らかに非協力的な場合は失格とし、総合評価方式評価値が次に高い者を落札者とする。（当該次順位者の入札金額が調査基準価格を下回る場合には、低入札調査の結果に基づき決定する。）	低入札調査は、建設工事低入札価格調査制度事務処理要領に定める場合にのみ行うことに注意。
第 10 条 第 3 項第 3 号 「配置予定技術者の別工事への配置に関する届出書」が提出されたときは失格とする。	「配置予定技術者の別工事への配置に関する届出書」の提出はなかったが、当初提出された配置予定技術者届出書とは違う技術者が「現場代理人・技術者届」で提出されたとき。	本項ではなく、第 20 条第 2 項の規定により落札決定を取り消す。ただし、機械的に取扱うのではなく、変更理由をよく確認のうえ判断する。	低入札価格調査制度適用の契約では、+1 名の配置技術者の届出が必要なことに注意。
第 10 条の 2 予定価格事後公表時に予定価格を上回る入札は、失格でなく無効とする。	無効の根拠は第 10 条の 2 とするか。	第 9 条第 4 号である。	

建設工事競争入札心得の 関係 条 項	事 例	取 扱 い	備 考
第 11 条 (落札者の決定の方法) 予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。	1 予定価格の範囲内で落札した者が、当該落札金額では契約締結できないというとき。 2 次順位者を随意契約で決定したが、配置予定技術者届出書で届け出た技術者が他の落札工事との関連で配置できなくなったという申立てがあったとき。	1 第 19 条第 2 項の規定により契約辞退として扱う。同条第 3 項により次順位者を相手方に随意契約の見積合わせ（決定価格の上限は、契約辞退した落札者の落札金額となること。）を行う。 2 次順位者の故意過失によって配置予定技術者届出書とは別の技術者を配置するということではないので、認めざるを得ない。ただし、新たに配置する技術者は当初の配置予定技術者と同等の資格、施工経験がなければならない。	契約締結しない落札者は指名停止の必要があるので、直ちに建設管理課（契約担当）に連絡する。
第 12 条 (最低制限価格を設けた場合等の落札者の決定方法) 第 1 項 最低制限価格制度の入札においては、予定価格と最低制限価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。 第 2 項 総合評価方式の入札においては、評価値の最も高い者のうち、入札金額が予定価格の範囲内である者を落札者とする。	最低制限価格と同額の入札をしたとき。 1 総合評価方式における評価の方法は任意でよい。	有効。 1 総合評価方式については高知県土木部における総合評価方式に関する取扱要領(平成 19 年 3 月 20 日付け 18 高建管第 831 号土木部長通知)によるが、技術提案型、高度技術提案型については、除算方式、加算方式の別を含め案件に応じて適宜決定する取扱いとなっている。	

建設工事競争入札心得 の 関 係 条 項	事 例	取 扱 い	備 考
第 13 条 第 1 項	3 本項でいう「契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適当と認められるとき」とは、第 12 条第 2 項ただし書きでの趣旨と同じか。	3 同じである。第 12 条第 2 項は総合評価方式の低入札価格調査制度、本項は総合評価方式以外の一般競争入札での低入札価格調査制度という違いでしかない。	
第 13 条 第 2 項 調査基準価格を下回る入札を行った者で調査資料の作成を指示された者は、調査を辞退する場合を除き、その指示された日までに資料を提出しなければならない。	1 調査資料の様式等は定められているか。 2 どのような場合に資料提出を求めるのか。 3 資料提出の場合の提出期限はどうするのか。	1 建設工事低入札価格調査制度事務処理要領によること。 2 建設工事低入札価格調査制度事務処理要領による。なお、資料提出を求めた場合には、原則としてヒアリング調査を行い、低入札価格調査制度審査会の審査に付さなければならない。 3 資料提出を通知した日の翌日を第一日として、3 日（閉庁日は含まない。）目に当たる日とすること。	
第 13 条 第 3 項・第 4 項 調査基準価格を下回る最低価格の入札者が 2 者以上あるときはくじ引きで低入札調査を行う順番を決定し、調査基準価格を上回り最低価格の入札者が 2 者以上あるときはくじ引きで低入札調査で全員が失格となった場合の落札者を決定する。	1 くじ引きは辞退できるか。 2 「低入札者がある以上調査基準価格以上で入札した者の落札の可能性はほとんどなく、調査基準価格以上の同額入札者にくじ引きをさせるのは意味がないのではないか。」との質問を受けたとき。	1 くじ引きの辞退は、第 15 条第 2 項の規定により失格となり、指名停止措置とする。 2 低入札価格調査制度適用の入札で低入札者があった場合は、「入札保留」であって、厳密には落札決定されるまで当該入札は完了しない。しかしながら、入札参加者が集う機会一度きりであることから、規定された処理はすべて済ませておく必要があり、第 13 条第 4 項のくじ引きを行うもの。	総合評価方式では、評価値が同点の者が 2 者以上ある場合に該当する。

建設工事競争入札心得 の 関 係 条 項	事 例	取 扱 い	備 考
	3 低入札価格調査の結果落札決定を取り消す場合の取扱いはどうするか。 4 落札決定取消が必要な場合の取扱いは、どうなるか	1 そのような事例はあり得ない。低入札価格調査の結果契約を締結することが適当でない者への措置は「失格」であって、落札決定取消ではない。低入札価格調査に移ることを決定した入札では、「入札保留」であって未だ落札決定はされていないことに注意。 2 第 19 条第 4 項により、改めて入札を行わなければならない。落札決定以前であれば、低入札調査の一環として失格とすることができるが、一旦落札決定をした以上、もはや次順位者を落札者とするとはできない。	
第 14 条（落札宣言） 第 1 項 落札となる入札があったとき、工事（業務）番号、工事（業務名）、入札書記載金額に 100 分の 5 を加算した金額で落札した旨及び落札者を宣言して決定する。	1 低入札があり、入札保留の場合の宣言はどうするか。 2 落札決定の際、誤って他の者を落札者として発表したとき。	1 前掲「入札保留とする場合の宣言」による。 2 入札会場で気づいた場合は参加者全員の前で直ちに決定の取消宣言を行い、正当な落札者を発表する。入札終了後に判明した場合は、直ちに文書で入札参加者全員に落札決定取消と正規の落札者を通知する。同通知では、お詫びと誤った理由説明、今後は再発防止に努める旨明示する。	入札執行自体は適正に行われ、落札決定のみ誤った場合は、入札のやり直しは許されない。

建設工事競争入札心得 の 関 係 条 項	事 例	取 扱 い	備 考
第 14 条 第 1 項	3 落札決定直後、設計書違算等入札事務手続に誤りがあることが判明したとき。 4 入札終了後、契約締結前に判明したとき。 5 設計書違算に関連して、入札実施前に判明した場合の取扱い。 6 事後審査方式一般競争入札での取扱いはどうするのか。	3 2に準じるが、入札会場で気づいた場合は直ちに落札決定を取り消すのではなく、「入札保留」とし、調査確認のうえ結果は参加者全員に文書で通知する旨伝えて散会させる。 なお、設計書違算により予定価格の変更となるときは入札のやり直しを行う。(入札参加資格要件の変更は行わない。) 「入札保留」とした場合、一般競争入札では、参加者は同一として閲覧を正しい設計書に基づいて行わせ、やり直し入札の「一般競争入札参加確認通知」を行うが、公告は行わない(新たな入札参加者は求めない。)。ただし、この「一般競争入札確認通知」にはやり直し入札の実施日時等を併記する必要がある、別途調製して通知する必要がある。指名競争入札では参加メンバーは同一として、改めて指名通知と閲覧を行わせる(閲覧用指名通知も改めて掲示する。))。 4 入札終了後に誤りが判明した場合は、落札決定を取り消して入札をやり直すが、このやり直し入札は「入札保留」による入札ではなく、新たな別の入札となる。したがって、指名競争入札では同一メンバーへの指名通知で差し支えないが、一般競争入札では公告からやり直し、新たに参加者を募らなければならない。 いずれの場合の入札やり直しでも、施工事業自体に変更はなく、契約の方法も変更しないので、施行伺をやり直す必要はない。 5 直ちに入札を中止し、正規の設計書に基づいて入札をやり直さなければならない。 6 事後審査方式一般競争入札では、すべての入札において入札保留とするので、落札宣言を行うことはない。	入札手続に瑕疵のあった入札は、たとえ入札が終わった後でも、契約締結前である限りは、落札決定を取り消し、適正に修正しなければならない。 ここでの「新たな別の入札」は、更改入札ではないことに注意。

建設工事競争入札心得 の 関 係 条 項	事 例	取 扱 い	備 考
第 14 条 第 1 項 第 2 項 総合評価方式では、落札者の評価点、評価値を併せて宣言しなければならない。	7 2～4 で、落札決定取消の根拠は何か。 8 総合評価方式入札参加者から、落札決定後各社の評価点、評価値を教えてほしいとの申し立てがあったとき。	7 法令上直接の根拠はなく、また入札心得にも直接規定する条項はないが、誤った手続は改めなければならないという行政手続の当然の対応からくるもの。落札決定取消の規定は第 19 条、第 20 条にあるが、それらとは違い、必ずしも入札のやり直しとするものではないことに注意。 8 入札結果に関わる事項であり、入札記録で公表するものである。入札会場では一切応じない。	この場合の落札決定取消では、指名停止措置は行わない。
第 15 条（同額等の入札者が 2 人以上ある場合の落札者の決定方法） 第 1 項 落札となる者が 2 人以上あるときは、直ちにくじを引かせて落札者を決定する。入札者はくじへの参加を辞退することはできず、くじへの参加を辞退する者は失格とし契約締結を辞退したものとして取り扱う。	1 くじは引きたくない（引けない）ので、執行機関側が代わってくじを引いてほしいとの申し立てがあったとき。 2 くじへの参加をしない者は失格とし、契約締結を辞退したものとして取り扱うとあるが、落札者ではないにもかかわらず、契約辞退として扱い指名停止とする理由は何か。	1 認めない。身体的理由によりくじが引けないという場合には、入札者に適宜その場で代理人を専任させて（執行機関の人間を除く。）くじを引かせる。このくじの代理人の選任行為は、担当者、立会人がその場で確認することにより、委任状は不要である。 2 くじの対象者は落札者と同じ立場であり、理論的には誰と契約を締結してもよい所を、くじ引きという方法によって特定するものである以上、入札を行った責任を果たす義務があり安易に辞退を認めるのは適当でないという考え方による。 本来くじは辞退できるものではなく、それを辞退する場合には相応のペナルティを課すものである。	くじ辞退者は指名停止の対象となるので直ちに建設管理課（契約担当）に連絡する。

建設工事競争入札心得 の 関 係 条 項	事 例	取 扱 い	備 考
第 15 条 第 1 項	3 全員が予定価格と同額で入札を行い、くじ引きまで全員が辞退したときの取扱い、入札不成立か。 4 入札者から、入札の辞退は自由なのにくじの辞退で何故指名停止までされなければならないのかと問われたとき。	3 全員失格による入札不成立であり、第 18 条により更改入札を行う。 4 入札参加辞退の自由を認めるのは開札が行われるまで（入札心得 8 ①）で、開札された後には認めない。 そもそも落札して契約締結する意思のない者は入札に参加すべきではなく、入札実施機関としても、この旨業者に徹底すること。	
第 16 条（入札の保留） 第 1 項 低入札等があったときその他やむを得ない事情があるときは、入札を保留する。 第 2 項 入札保留を行ったときは、速やかにその対応を決定し、すべての入札参加者に通知しなければならない。	1 「その他やむを得ない事情があるとき」とは、どのようなときをいうか。 2 入札参加者から「この入札には不正がある、保留すべきだ。」との申し立てがあったとき。 3 通知はどのような様式で行えばよいか。 4 事後審査方式一般競争入札では、落札者及び落札候補者のうちの失格者以外の入札参加者にも通知が必要か。	1 談合情報等マニュアルの規定に基づき談合があった（その可能性が高い）と認められたとき、落札決定をしたがその場で間違いに気づき（落札者の言い間違いの場合は除く。）、改めて取扱いを検討しようとするとき等である。 2 入札の保留は執行機関の判断で行うものであり、入札参加者に要求する権利は認められない。 3 入札保留の内容によりケースバイケースであり、低入札以外の場合の様式は特に定められていない。適宜調製すること。 4 不要。入札結果は、入札記録の公表をもって周知する。	

建設工事競争入札心得 の 関 係 条 項	事 例	取 扱 い	備 考
第 16 条 第 3 項 低入札があったとき、低入札者又は失格基準による失格者以外の入札参加者は、当該入札に当たって報告した配置予定技術者を別の工事の入札で配置予定技術者として届け出ることができる。	5 「別の工事の入札を落札しても、当該入札工事における配置技術者を届出とは別の者にすれば対応できるので、(第 1 順位の低入札価格調査対象者が失格となる等)最終的に契約できるようにすれば契約させてほしい。」との申立てがあったとき。	5 低入札者について、従来は第一順位の者しか低入札調査の対象としていなかったが、現行ではすべての低入札者を調査対象とし、全員について失格の有無を確認することから、低入札者に第一順位、第二順位の区別はなくなった。第 13 条第 4 項の対象となるのは低入札を行わなかった入札参加者で、申請時に届け出た配置予定技術者の配置ができない以上、本入札での落札決定はあり得ない。	
第 17 条 (再度入札) 第 1 項 開札の結果落札となるべき入札がないときは直ちに再度入札を行う。ただし、指名競争入札で再度入札を行う前に入札者が 1 者となったときは行えない。 第 2 項 郵便等による入札で開札に立ち会わない者がいるときは、再度入札は日時を改めて行う。	1 一般競争入札では入札者が 1 者でもある限り入札を行えるのに、指名競争入札では何故 1 者では入札ができないのか。 2 初度入札において入札開始時刻に間に合わず辞退扱いとなって参加できなかった入札者は、再度入札には参加できるか。 3 郵便等による入札でも、開札時には入札者の参加が必要か。	1 第 5 条第 8 項の説明を参照。指名競争入札で再度入札が行えない場合は、次条の更改入札を行う。 2 本条第 5 項の規定により参加できない。 3 各入札参加者は、単に入札を行うというだけでなく、当該入札の執行が適正に行われているかの立会人も兼ねている。したがって、例えば郵便等による入札でも開札時の立会を求めるのが原則で、他の入札者はおり郵便等による入札者のみいない状況下では、当該入札が失格となって再度入札に参加できない場合を除き、その場で再度入札を行うことは適当でない。日時を改めて設定し、郵便等による入札者には通知した上で再度入札を行う。ただし、再度入札では郵便等による入札は認めない。	予定価格事前公表下の入札制度にあっては、再度入札の執行は考えられない。

建設工事競争入札心得 の 関 係 条 項	事 例	取 扱 い	備 考
第 17 条 第 4 項 再度入札において前回の入札の最低価格以上の入札を行った者は、入札辞退とみなす。 第 5 項 次に該当する入札者は再度入札に参加できない。 (1)入札を辞退した者 (2)入札辞退とされた者 (3)失格となった者	4 担当者が前回の入札における最低入札価格を告げないまま再度入札を行ったときの取扱い。 5 二度目の再度入札への参加を辞退した者は、三度目の再度入札に参加できるか。	なお、仮にすべての入札者が郵便等による入札であるときには、開札時の立会が 1 者もなくとも開札は行う。再度入札となった場合は日時を改めて通知するが、再度入札では郵便等による入札は認めないので、再度入札に参会した者だけで再度入札を行い、1 者の参会もない場合には、更改入札を行う。 4 入札実施機関側の過失があるため、仮に前回入札時の最低価格を超える入札者があっても辞退扱いとはできない。したがって、更に再度入札が行われる場合には、その者も参加させなければならない。 5 できない。	再度入札は続けて二度行われることから、郵便等による入札を認める余地はない。
第 18 条（更改入札） 第 1 項 入札不調の場合は、次のとおり更改入札を行う。 (1)一般競争入札 参加資格要件の見直しにより改めて公告する。 (2)指名競争入札 指名メンバーを入れ替えて指名する。	1 一般競争入札で当初の入札参加者に限って更改入札はできないか。 2 一般競争入札の参加資格要件見直しは必須か。 3 2 で、配置予定技術者要件のみの見直しも認められるか。	1 一般競争入札では、公告を改めて行い、新たな入札参加者を求めるところに更改入札を行う意義があり、できない。 2 必須として取り扱う。必ず入札参加資格要件の見直しを検討した上で、それが困難な場合に初めて第 2 項の随意契約に移るものであること。 3 認められる。入札参加資格要件の見直しは、企業要件、配置技術者要件の各々について、必要な見直しでよい。	

建設工事競争入札心得 の 関 係 条 項	事 例	取 扱 い	備 考
第 18 条 第 1 項	4 一般競争入札の更改入札では当初入札参加者の参加も認められるのに、指名競争入札の更改入札では指名メンバーを入れ替えて行わなければならない理由は何か。	4 主として一般競争入札と指名競争入札の性質の違いによるもので、これについては第 5 条第 8 項の説明を参照のこと。指名競争入札では、一般競争入札以上に入札実施機関の入札参加者選定の妥当性が求められ、一度入札が成立しなかった以上、同一メンバーによる入札では同じ結果となる可能性が高いと考えられる。	
第 2 項	5 指名競争入札で入札辞退により入札参加者が 1 者となって入札不成立となった場合に、当該 1 者を更改入札の指名メンバーとすることができるのは何故か。	5 入札参加意思を持ったまま実際の入札が行われなかったものであり、再度指名することは差し支えない。	
更改入札によっても落札者が得られないとき、更改入札を行うことが困難なときは、(1)～(3)により随意契約を行う。	6 「更改入札を行うことが困難なとき」とは、どういう場合か。	6 一般競争入札では公告要件の見直しが困難な場合、指名競争入札ではメンバーの入れ替えによる指名が困難な場合である。	
	7 更改入札においても落札者がなく、最低価格の入札者が複数あった場合の随意契約見積合わせは、誰を対象に行うか。	7 最低価格入札者が 2 者の場合には、2 者を対象に行う。 3 者以上の場合には、例外的に 3 者以上のすべての者を対象に行い、任意に該当者数未満にして見積合わせすることは許されない。(3)の規定による。)	
	8 7 で総合評価方式の更改入札で評価値の最高点の者が 2 者の場合にはこの 2 者と見積合わせをすることになるが、この場合には単に見積金額の低い者を決定としてよいか。	8 総合評価方式は入札の方法であって、随意契約の見積合わせとは関係がない。よって、随意契約では単に見積金額の低い者を契約の相手方として決定する。	
第 3 項	9 一般の随意契約と異なり、予定価格調書を封印せず、予定価格等も事前公表のまま見積合わせを行うことになるが差し支えないか。	9 ここでの随意契約は特例的なものであり、差し支えない。	
第 2 項の随意契約では、入札時の予定価格調書を変更してはならない。			

建設工事競争入札心得 の 関 係 条 項	事 例	取 扱 い	備 考
第 19 条 (契約書の提出等) 第 1 項 落札者は、落札決定の日から 10 日以内に契約書を提出しなければならない。契約担当者が別途期日を定めた場合はこの限りではない。 第 2 項 落札者が第 1 項の期間内に契約書を提出しないときは、随意契約により契約の相手方を決定する。 第 3 項 第 2 項の随意契約は、次順位者を相手方として行う。 第 4 項 落札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあるときは落札決定を取り消し、新たな入札を行う。	1 契約担当者は、どのようなときに別途期日を定めるのか。 2 落札者が期日内に契約書（案）を提出しない場合は機械的に契約の辞退とみなしてよいのか。 3 次順位者が複数の場合の契約の相手方は、どうするか。 4 どのような場合に落札決定を取り消すのか。 5 落札決定取消により、次順位者を落札者とすることはできないか。	1 年末年始、ゴールデンウィーク期間中等、落札者に 10 日以内の契約書提出を求めることが適当でない場合である。 2 「契約辞退届」の提出を求めることを原則とする。ただし、提出を求めても提出がない場合には、契約の辞退と判断して処理する。 3 全員を相手方に随意契約の見積合わせを行う。この場合、上限価格は予定価格ではなく、契約辞退した落札者の落札金額となることに注意。予定価格調書はそのまま活用するので、最低制限価格又は調査基準価格は入札時と同じものを使用する。 4 県の契約の相手方とすることが、道義的に適当でない場合であり、この落札決定取消しにあたっては、事前に建設管理課（契約担当）と協議すること。 5 地方自治法施行令には、落札決定取消後次順位者を落札者とする取扱いが明記されておらず、できない。	（参考）「契約辞退・落札決定取消の取扱いについて」を参照のこと。 これは、従前の考え方の変更であることに注意。

建設工事競争入札心得 の 関 係 条 項	事 例	取 扱 い	備 考
第20条（現場代理人・技術者届等） 第1項 落札者は、契約に際し現場代理人・技術者届を提出しなければならない。 第2項 現場代理人の常駐、技術者の専任配置等に関して契約内容や建設業法等に違反すると認められるときは落札決定を取り消す。 第3項 第2項により落札決定を取り消したときの落札者の決定は、第19条第4項の規定による。	1 これは、契約締結の必須要件か。 2 落札決定取消は機械的に行うのか。 3 一般競争入札申請時の配置予定技術者と契約時に届け出た配置技術者が異なる場合、理由があれば認められるのか。	1 仮に契約書が提出されても、現場代理人・技術者届の提出がない限り契約締結は行わない。 2 落札決定を受けた者と県との間には、法的には契約に対する予約が成立していると考えられ、発注者、落札者双方に契約成立に向けて努力することが求められ、機械的に落札決定を取り消すことは許されない。現場代理人の常駐、技術者の専任配置に関してもまず是正を求めなければならず、それでもなお是正されない場合に初めて落札決定の取り消しができるものである。 3 認められるのは、配置予定技術者届で届け出た技術者の退職、疾病等の事情で変更することがやむを得ないと認められる場合に限る。	
第21条（契約の保証金） 第1項 落札者は、契約に際し契約の保証金を納付しなければならない。ただし、契約の保証を免除された場合又は保証金に代わる担保を提供した場合はこの限りでない。	1 契約の保証は契約締結の必須要件か。 2 落札者が事情により契約の保証が受けられない場合の取扱い	1 必須要件である。 2 契約書の提出時に併せて契約の保証の届出を行う取扱いであり、契約締結は行わない。	

建設工事競争入札心得 の 関 係 条 項	事 例	取 扱 い	備 考
第 23 条（異議の申立て） 入札者は、入札後あら かじめ示した契約条件等 についての不明を理由と して異議を申し立てるこ とはできない。	本条に規定する以外の項目であれば、入札の執 行に関し異議の申立てができるか。	できない。入札は県と入札参加者の間の私法的行為であって 行政処分性はなく、したがって行政不服審査法(昭和 37 年法律 第 160 号)に規定する異議の申立ての対象とはならない。 本条は、行政不服審査法の対象外であることを例示的に示し たものである。	法的救済を求める 入札参加者は、民事 訴訟の方法によらな ければならない。
契約の確定 入札結果の取扱い	1 落札決定の後契約締結までの間に、当該落札者が経営不振であることが判明したとき。 2 落札決定の直後、用地問題等で工事の施工が困難となったとき。 3 予定価格に関する問い合わせ 4 一般県民から入札記録を閲覧したいとの申し立てがあったとき	1 相手方に契約締結的意思がある以上、単に経営不振というだけでは落札決定を取り消すことはできない。 2 着手困難が長期にわたると判断される場合には、合意により契約締結を回避する。短期の中断で着手可能と判断される場合には、契約締結後直ちに工事の一時中止を行う。 3 予定価格は事前公表されており、公告後（一般競争入札）又は閲覧開始後（指名競争入札）は電話での問い合わせであっても答えて差し支えない。 4 入札終了後は速やかに入札記録を閲覧に供しなければならず、自由に閲覧させて差し支えない。 コピーの要望があったときは、これに応じること。	建設管理課（契約担当）と協議のこと。 予定価格事後公表の案件では、入札会場で口頭で公表するほか入札記録に記載して公表する。

別記（落札者への送付様式１）

入札（見積）後の事務手続について

落札（見積決定）された工事については、下記のとおり事務手続をお願いします。

なお、契約書等の提出は平成 年 月 日までをお願いします。

記

工 事 番 号	
工 事 名	
落 札 日	平成 年 月 日
契 約 予 定 日	平成 年 月 日
着 手 予 定 年 月 日	平成 年 月 日
完 成 予 定 年 月 日	平成 年 月 日
提 出 先	課 班（TEL ）

提出書類

「契約書」（正副２部）（※支払いについての特記事項、中間前払・部分払のいずれかを選択し、設計書（図面不要）と一緒に綴じてください。）

「現場代理人・技術者届」

「他の工事との兼務状況」（該当する場合のみ）

「技術者就業状況報告書」（請負対象金額 1,000 万円以上の土木一式工事の場合）

「契約の保証に関する書類」（請負対象金額 500 万円以上は下記の①～⑤のいずれか）

① 契約保証金 ※契約保証金（現金）を納付される場合は事前に契約担当者までご連絡ください。

② 銀行又は契約担当者が適当と認める金融機関の保証書

③ 履行保証保険契約（定額てん補特約付）の保険証書

④ 公共工事履行保証証券による保証証券

⑤ 保証事業会社の保証証書

「建退共届出書」

※ CORINS へ登録される場合、工事カルテの工事契約コードは以下の番号を登録してください。

×××××

- 注 1 本書に「落札者への送付様式 2 ～ 5」のファイルを添付して落札者にメール送信すること。
- 2 「建退共届出書」は必須の提出書類ではないこと。
- 3 CORINS 登録のための工事契約コードは、土木行政総合情報システムが自動採番するものであること。

(落札者への送付様式2)

落札事項決定通知書

○工事名 _____

○工事番号 _____ 第 _____ 号

○落札者 所在地
商号
代表者職氏名 _____

○落札日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

○契約締結日(予定) 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

○工期(予定) 自 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
至 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

○落札金額(円)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(「落札金額」は入札書又は見積書に記載された金額であって、契約金額は、これに消費税及び地方消費税相当額を加算した金額である。)

○付保割合 _____ 契約金額の10分の1以上

契約は、契約担当者と落札者(決定者)が契約書に記名押印することにより確定します。

この通知書は、契約の保証又は保険等の事務促進、適正化を図るために便宜上発行したもので、その他の目的に利用できる又は効果を有するものではありません。

なお、随意契約の場合はこの通知書中の「落札」を「決定」と読み替えます。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

保証引受機関 御中

契約担当所属長職・氏名

注1 工事名欄から落札金額欄までを記載して、落札者に送付すること。

2 落札金額欄には、落札金額(税抜き)を記載すること。

（落札者への送付様式３）

“高知県内業者の活用及び県内産品の優先使用並びに地元業者へのご配慮を”

高知県内の経済の活性化と雇用の確保を図るため、工事の下請において県内の業者で施工可能なものは、県内の業者と契約していただくようご協力をお願いします。

また、使用する資材等につきましても、特記仕様書に明記していますように、県内産品を優先使用していただくようご協力をお願いします。

なお、工事の下請や資材の調達等に当たっては、それぞれの地域の地元業者の活用など、地域の厳しい経済状況にもご配慮くださいますよう、併せてお願いします。

高知県土木部

公共事業の県内業者への優先的発注並びに地元
産品の優先使用を求める決議

公共事業については、交通などの社会基盤の整備を促進する面と併せて、経済効果を高めていく面があり、地域経済の活性化や雇用の確保に大きな役割を担っている。

県経済において公共事業は大きなウエイトを占めており、長期にわたる景気低迷により民間からの受注に多くを望めない厳しい経営状況にある県内業者にとって、公共事業に係る工事等の受注を確保することは、技術力や経営力を向上させる上で極めて重要であり、そのことが県経済の活性化に寄与することは明らかである。

よって当県議会は、下記のことについてその実現を強く求めるものである。

記

１．公共事業の発注に当たってはこれまで以上に県内業者を優先すること。

２．県内業者の下請の活用及び地元産品の優先使用を図ること。

以上決議する。

平成 12 年 10 月 13 日

高知県議会

注 特記仕様書は、設計図書の添付資料である。

請負者の皆さまへ

日頃は、高知県行政にご理解、ご協力ありがとうございます。

ご承知のように、高知県では、高知県産出(注1※)の木材優先使用及び高知県内産資材(高知県内で製造・加工された資材)の優先使用に取り組んでおり、その中で、木材(注2※)とコンクリート二次製品の使用については、入札参加資格審査(業種別では土木一式工事のみ対象)における評価項目とし、19年度資格者名簿への登載のための資格審査から適用しています。

そのために高知県発注工事での県内産資材使用状況を、施工計画書における主要材料の記載で確認することとしています。

この主要材料を記載する様式は、「建設工事技術者研修会テキスト」に掲載しています。施工計画書を作成する際は、別添様式(注3※)で提出をお願いします。

また、主要材料の記載内容が確定した後、監督職員の署名・押印を受けてください。

注1※

高知県産出の木材…高知県内の山林で育成した木

注2※

木材に限り、高知県内の山林で育成した木を高知県内で製造・加工した製品が県内産資材として評価の対象となります。

注3※

高知県HP建設管理課ページ積算・設計・各種基準等に関するお知らせにも掲載しています。

注 主要材料を記載する様式は、工事完了検査時に監督職員に提出するものであって契約時の提出書類ではないこと。

(落札者への送付様式5)

請負者各位

高知県土木部長

下請契約における代金支払の適正化等について

下請契約における下請代金の設定にあたっては、見積依頼書の提示及び建設業法施行令第6条で定める見積期間の設定、明確な経費内訳による見積書の提出、それらを踏まえた双方の協議等の適正な手順によるととともに、賃金等に加えて必要な諸経費を適正に考慮しなければなりません。

このことに関して、公共工事設計労務単価を見積等の参考資料として取り扱う際の留意事項について説明させていただきます。

公共工事設計労務単価は、そもそも、公共工事の工事費積算に用いるためのものであり、下請契約における労務単価や、雇用契約における労働者への支払賃金を拘束するものではなく、また、所定労働時間8時間当たりの労務単価として設定したものであって、所定時間外の労働に対する割増賃金や、現場管理費、一般管理費等の諸経費は含まれておりません。

したがって、公共工事設計労務単価を見積等の参考資料として取り扱う際には、労務者の賃金等に加えて下請会社に必要な現場管理費及び一般管理費等の諸経費を適正に考慮する等、公共工事設計労務単価の意味を理解のうえ、それを踏まえた取扱いをお願いします。

(参考)

契約辞退・落札決定取消の取扱いについて

1 契約辞退又は落札決定取消が行われる場合

入札心得第 19 条又は第 20 条に、契約辞退又は落札決定取消の規定がある。

参考（入札心得）

第 19 条 落札者は、落札決定の日から 10 日（閉庁日を含む。）以内に交付された契約書の案に記名押印し、契約担当機関に提出しなければならない。ただし、契約担当者が別途その期日について定めた場合はこの限りではない。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、契約を辞退したものととして、政令第 167 条の 2 第 1 項第 9 号の規定により随意契約の見積合わせを行うことができる。ただし、その随意契約により決定した相手方が前項に規定する契約書を提出しないときは、随意契約により新たな契約の相手方を決定することはできない。

3 前項の随意契約の見積合わせは、第 11 条から第 13 条までの規定により、落札辞退者に次いで落札者となるべき者を相手方として行う。

4 落札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適当と認められるときは、当該落札決定を取り消す。この場合には、新たな競争入札の執行により落札者を決定する。

第 20 条 落札者は、契約の締結に際し、別に定める現場代理人・技術者届を提出しなければならない。

2 現場代理人の常駐及び技術者の専任配置等に関して、契約内容や建設業法に違反すると認められるときは、落札決定を取り消す。一般競争入札においては、第 1 項の届出でその入札の参加申請時に届け出た配置予定技術者を理由なく変更したときも同様とする。

3 前項において落札決定を取り消したときの落札者の決定は、前条第 4 項の規定を準用する。

4 前 3 項の規定は、委託業務において技術者の届出が必要な場合に準用する。

参考（政令：地方自治法施行令）

（随意契約）

第 167 条の 2 地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

1～8 省略

9 落札者が契約を締結しないとき

2 省略

3 第 1 項第 9 号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。

2 契約辞退の場合

- (1) 落札者から、当該落札金額では採算が合わない、配置予定技術者の確保が困難になった等の事由により契約辞退したい旨の申し出があった場合には、「契約辞退届」(別添1)の提出を求め、契約辞退の処理を行う。
- (2) 落札者から契約締結期日(入札心得19①)までに契約書(案)その他の必要書類の提出がない場合には、直ちに提出することを求め(口頭で可)、翌々日(閉庁日は除く。)までに提出がない場合には、契約辞退とみなして取扱う。
- (3) (2)の契約辞退の取扱いでは、契約辞退とみなす時点で「契約辞退届」の提出を求め(口頭で可)、翌日に「契約辞退届」の提出がない場合には、「契約辞退の取扱いについて」(別添2)の起案・通知により、契約辞退として処理する。なお、「契約辞退届」が提出された場合には、別添2の通知は不要((1)を含む。)である。
- (4) 契約辞退の案件は、次のいずれかにより契約の相手方を決定する。最初の入札自体は完結のままでよく、入札記録等の変更は必要ない。
 - ① 設計の見直しにより改めて入札を行う。
 - ② 地方自治法施行令(以下「政令」という。)第167条の2第1項第9号による随意契約の見積合わせを行う(入札心得19②)。
- (5) 随意契約を行う場合は、施行何から行い(設計の見直しは行わない。)、建設工事随意契約の事務取扱要領(平成20年3月25日付け19高建管第1131号土木部長通知)により見積合わせを執行することになるが、相手方は当初入札の次順位者でなければならず(入札心得19③)、次順位者が複数の場合には、全員を相手方とする。
- (6) 政令第167条の2第1項第9号による随意契約の見積合わせでは、「落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。」とされていることに注意。
- (7) (6)では、予定価格調書は入札時のものをそのまま活用するが、見積合わせの上限価格は予定価格ではなく、入札時の落札金額となる。随意契約では最低制限価格又は調査基準価格を設けることは認められないが、この見積合わせでは、「最初入札に付するときに定めた条件を変更することができない」という規定から、入札時のものをそのまま適用する(低入札価格調査制度も同様に適用する。)。入札記録で既に公表済みの内容であることは、差し支えない。
- (8) また、入札が総合評価方式であった場合には、評価値は算定せず、見積金額のみで判断する。これは、落札者を除き入札時の評価値が最高点の者(次順位者)を見積合わせの相手方としていること、見積合わせでは価格のみで決定すること、による。
- (9) 契約辞退をした建設業者は指名停止措置の対象となるものであり、高知県建設工事指名停止措置要綱(平成17年高知県告示第598号)に規定する第2号様式により、建設管理課(建設業担当)に契約辞退の事実を報告しなければならない。
- (10) 随意契約の見積合わせで決定した契約の相手方が契約締結をしない場合には、もはや政令第167条の2第1項第9号の適用はなく、設計の見直しにより、改めて入札を行い契約の相手方を決定しなければならない。

3 落札決定取消の場合

- (1) 落札決定取消は、契約締結機関が職権で行うもので、次の場合が該当する。
- ① 現場代理人・技術者届に記載の現場代理人が、他の工事の現場代理人又は配置技術者との兼務になっている等、現場代理人の常駐の取扱いについて（平成 21 年 5 月 7 日付け 21 高建管第 103 号土木部長通知）に規定する常駐義務が満たされないと認められるとき（入札心得 20②前段）
 - ② 配置技術者の専任が義務付けられているにもかかわらず、現場代理人・技術者届に記載の技術者が他の工事の配置技術者となっている等、専任配置と認められないとき（入札心得 20②前段）
 - ③ 現場代理人・技術者届に記載の配置技術者が、理由なく一般競争入札時の配置予定技術者名簿に記載の技術者と異なっているとき（入札心得 20②後段）
 - ④ 工事請負者の役職員等が談合容疑で逮捕され、又は公訴されたとき等、県の契約の相手方として適当でないとき（入札心得 19④）
- (2) (1)④に該当するという案件については、ケース・バイ・ケースで判断すべきものであり、事前に建設管理課（契約担当）に協議すること。
- (3) 落札決定取消では、まず相手方には是正を催告する（催告は、口頭で可。(1)④については、是正を求める事由ではないが、事前に落札決定を取り消す旨の説明が必要）。催告しても、なお是正されない場合には、「落札決定取消通知」（別添 3）を通知する。指名停止措置の対象となることは契約辞退と同様であり、建設管理課（建設業担当）への報告が必要であること。
- (4) 落札決定取消通知の起案においては、落札決定取消に至った理由を具体的に記載し、(1)④該当では新聞記事の写しを添付する等、客観的にその妥当性が判断できるようにしておかなければならない。
- (5) 落札決定取消の場合には、落札者に代わる契約の相手方を当初入札の次順位者とすることはできない。入札自体をやり直す必要があり、設計見直しにより、施行伺から改めて行わなければならない。一般競争入札では公告により入札参加者を公募しなければならないが、指名競争入札では、当初入札で指名した業者を再度指名することは差し支えない。
- (6) 落札決定を取り消すべき相手方への説明の中で、相手方が契約を辞退するという場合には、2 の手続により契約辞退として取り扱うことは差し支えない。

4 契約締結後、落札決定取消事由に該当した場合

- (1) 契約締結後に 3 の(1)の各事由に該当した場合には、契約解除の手続が必要となる。「建設工事における契約解除事務取扱要領」（平成 21 年 7 月 21 日付け 21 高建管第 309 号土木部長通知。以下「契約解除事務取扱要領」という。）によること。
- (2) 3 の(1)④では、通常契約解除ではなく、合意契約解除とすることが適当であること（契約解除事務取扱要領第 6 の 4）。

別添 1

年 月 日

高知県知事 様

落札業者商号又は名称
代表者職氏名 印

契約辞退届

平成 年 月 日付けで落札決定を受けた 工事
(第 号) については、下記の理由により契約締結を辞退しま
す。

記

注 契約辞退の理由は、「当初配置予定の技術者の配置が困難となった。」等、
具体的に記載すること。

別添 2

第 年 月 日
号

業者名 様

高知県知事 印

契約辞退の取扱いについて（通知）

平成 年 月 日付けで落札決定をした 工事
（ 第 号）については、指定した契約締結期日までに契約書
（案）の提出がなく、契約締結を辞退したものとして取扱うこととしたので、
通知します。

別添 3

第 年 月 日
号

業者名 様

高知県知事 印

落札決定取消通知

平成 年 月 日に行った下記入札における落札決定は、下記の事由により取り消し、あなたとの工事請負契約は締結しないことに決定しましたので、通知します。

記

- 1 工 事 名
- 2 工事番号
- 3 落札決定取消の事由

注 3 には「配置技術者の専任が確保されないため。」等、具体的事由を記載すること。

建設工事競争入札事務の手引新旧対照表

新	旧
留意事項の説明 (担当者又は立会人) (同一時間帯に複数の入札を行うときには、まずその順序の説明を行う。) 省略 低入札価格調査制度を適用した施工体制確認型総合評価方式（除算式）による入札の場合 - この入札は、低入札価格調査制度を適用した施工体制確認型総合評価方式により落札決定を行います。 - 申請書類に基づき算定した評価点を、入札価格で除して得られた評価値が最も高い者を落札者とします。ただし、いずれかの入札者の入札価格が低入札に対する調査基準価格を下回る場合には、その入札を保留して調査を行い、施工体制評価の後、契約締結が適当であると判断された場合に、改めて落札決定を行います。 - 調査基準価格を下回る入札となった入札者は、見積内訳書を提出してください。見積内訳書の提出のない者は失格となると同時に、指名停止措置がとられます。また、調査基準価格を<u>下回り、失格基準に該当しない入札者は、低入札調査を辞退する場合を除き</u>、全員、提出期限までに低入札調査関係資料を提出してください。ヒアリング調査を行うとともに、施工体制評価に使用します。 - 調査の結果、見積内訳書の見積内容が失格基準に該当する場合又は契約締結は不適当となった場合には、失格となりますのであらかじめご承知おきください。なお、調査結果は入札参加者全員に通知します。 事後審査方式一般競争入札による場合 省略	留意事項の説明 (担当者又は立会人) (同一時間帯に複数の入札を行うときには、まずその順序の説明を行う。) 省略 低入札価格調査制度を適用した施工体制確認型総合評価方式（除算式）による入札の場合 - この入札は、低入札価格調査制度を適用した施工体制確認型総合評価方式により落札決定を行います。 - 申請書類に基づき算定した評価点を、入札価格で除して得られた評価値が最も高い者を落札者とします。ただし、いずれかの入札者の入札価格が低入札に対する調査基準価格を下回る場合には、その入札を保留して調査を行い、施工体制評価の後、契約締結が適当であると判断された場合に、改めて落札決定を行います。 - 調査基準価格を下回る入札となった入札者は、見積内訳書を提出してください。見積内訳書の提出のない者は失格となると同時に、指名停止措置がとられます。また、調査基準価格を<u>下回る入札者は全員</u>、提出期限までに低入札調査関係資料を提出してください。ヒアリング調査を行うとともに、施工体制評価に使用します。 - 調査の結果、見積内訳書の見積内容が失格基準に該当する場合又は契約締結は不適当となった場合には、失格となりますのであらかじめご承知おきください。なお、調査結果は入札参加者全員に通知します。 事後審査方式一般競争入札による場合 省略

(担当者による予定価格調書の確認) ・入札開始の前に、まず予定価格調書の確認を行いますので、しばらくお待ちください。 1・2 省略 3 予定価格調書を取り出し、次の項目を確認する。 ・作成年月日は、施行伺の決裁日から入札日までの間の日になっているか。 ・決裁権者及び作成者欄は、正しく書かれ押印されているか。 ・消費税込みの設計金額、<u>請負対象金額又は委託対象金額</u>（以下「<u>請負対象金額</u>」という。）は設計書と同額であるか。 ・入札書比較価格の請負対象金額（消費税抜き）は設計書と同額であるか。 ・入札書比較価格の予定価格（消費税抜き）$\times 105 / 100 =$消費税込みの予定価格となるか。 ・入札書比較価格の予定価格（消費税抜き）は入札書比較価格の請負対象金額（消費税抜き）以下となっているか。 事前公表される予定価格について、あらかじめ確認できている場合には、価格部分の再確認は省略して差し支えない。 4・5 省略 省略	(担当者による予定価格調書の確認) ・入札開始の前に、まず予定価格調書の確認を行いますので、しばらくお待ちください。 1・2 省略 3 予定価格調書を取り出し、次の項目を確認する。 ・作成年月日は、施行伺の決裁日から入札日までの間の日になっているか。 ・決裁権者及び作成者欄は、正しく書かれ押印されているか。 ・消費税込みの設計金額、<u>請負対象金額</u>は設計書と同額であるか。 ・入札書比較価格の請負対象金額（消費税抜き）は設計書と同額であるか。 ・入札書比較価格の予定価格（消費税抜き）$\times 105 / 100 =$消費税込みの予定価格となるか。 ・入札書比較価格の予定価格（消費税抜き）は入札書比較価格の請負対象金額（消費税抜き）以下となっているか。 事前公表される予定価格について、あらかじめ確認できている場合には、価格部分の再確認は省略して差し支えない。 4・5 省略 省略
---	--

入札実務指針				入札実務指針			
建設工事競争入札心得の関係条項	事例	取扱い	備考	建設工事競争入札心得の関係条項	事例	取扱い	備考
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
設計書等の閲覧関係 ・閲覧書類は、電子閲覧を原則とし、入札情報システムに掲載する。	1～3 省略	1～3 省略	省略	設計書等の閲覧関係 ・閲覧書類は、電子閲覧を原則とし、入札情報システムに掲載する。 ・併せて、電子入札全面移行までの間は、閲覧所における閲覧を継続する。(電子入札では、すべて電子閲覧方式)	1～3 省略	1～3 省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略

第7条 第2号 談合その他、入札を公正に執行することができないと認められるとき	2 入札の直前、某者から談合らしき行為が行われているとの通報があったとき	2 <u>高知県談合情報等対応マニュアル(平成24年3月29日付け高建管第1164号副知事通知。以下「談合情報等マニュアル」という。)</u>に基づき対応する。	談合情報が寄せられていても、絶対に事前に公表してはならない。	第7条 第2号 談合その他、入札を公正に執行することができないと認められるとき	2 入札の直前、某者から談合らしき行為が行われているとの通報があったとき	2 <u>高知県談合情報対応マニュアル(平成17年12月1日付け高建管第526号副知事通知。以下「談合情報マニュアル」という。)</u>に基づき対応する。 <u>入札の中止又は延期をする場合</u> 談合情報が確実であり、談合が行われる可能性が大であるときのみ <u>入札の結果、談合情報と一致した場合</u> 落札業者と落札金額が完全に一致した場合のみ落札決定を保留し、調査に着手する。	談合情報が寄せられていても、絶対に事前に公表してはならない。 談合情報マニュアルで定める以外は、情報が寄せられていても入札を行い落札決定する。
省略 第10条 第3項 第1号 低入札価格調査制度適用の入札において、調査の結果契約締結が適当でない者は失格とする。	省略 1 調査基準価格と同額の入札のとき。 2・3 省略	省略 1 そのまま有効であり、調査対象とはならない。 2・3 省略	省略	省略 第10条 第3項 第1号 低入札価格調査制度適用の入札において、調査の結果契約締結が適当でない者は失格とする。	省略 1 調査基準価格と同額の入札のとき。 2・3 省略	省略 1 そのまま有効であり、調査対象とはならない。 2・3 省略	省略 入札心得10③Ⅰ、Ⅱに該当する者は、失格となるほか、指名停止措置を受ける。(Ⅲは指名停止とならない。) 省略

第10条 第3項 第2号 省略	低入札調査の辞退 を申し出ていない 場合であって、調 査資料を理由もな く提出せず、又は 調査実施日に出頭 しないとき。	省略	省略	第10条 第3項 第2号 省略	調査資料を理由 もなく提出せず、 又は調査実施日に 出頭しないとき。	省略	省略
第10条 第3項 第3号 省略	省略	省略	低入札価格調査制 度適用の契約で は、 <u>±1名</u> の配置 技術者の届出が必 要なことに注意。	第10条 第3項 第3号 省略	省略	省略	低入札価格調査制 度適用の契約で は、 <u>±@1名</u> の配 置技術者の届出が 必要なことに注 意。
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略

第13条（調査基準 価格を設けた場 合の落札者の決 定方法） 第1項	1 低入札を行い、 低入札価格調査の 対象となった入札 者から、実は入札 金額が間違ってい たとの申し立てが あったとき。	1 入札書記載金額の錯誤の申し立 てが認められるのは落札決定が行 われる前（第5条第6項の説明を 参照。）までであり、低入札価格調 査制度適用の入札では「低入札者 有」の宣言が落札決定宣言に相当 する。 <u>低入札調査の辞退を申し出 た場合は失格とする。</u>		第13条（調査基準 価格を設けた場 合の落札者の決 定方法） 第1項	1 低入札を行い、 低入札価格調査の 対象となった入札 者から、実は入札 金額が間違ってい たとの申し立てが あったとき。	1 入札書記載金額の錯誤の申し立 てが認められるのは落札決定が行 われる前（第5条第6項の説明を 参照。）までであり、低入札価格調 査制度適用の入札では「低入札者 有」の宣言が落札決定宣言に相当 する。 <u>低入札調査を受けたくない というときは、自動的に第10条第 3項第1号（第2号ではないこと に注意。）の規定により失格とす る。</u>	<u>入札心得10③Ⅱ</u> <u>は、入札時には低</u> <u>入札調査を受ける</u> <u>ことを承諾した</u> <u>後、調査に協力し</u> <u>ない場合である。</u>
	2・3 省略	2・3 省略			2・3 省略	2・3 省略	
第13条 第2項 調査基準価格を 下回る入札を行 った者で調査資 料の作成を指示 された者は、 <u>調査</u> <u>を辞退する場合</u> <u>を除き、その指示</u> <u>された日までに</u> <u>資料を提出しな</u> <u>ければならない。</u>	1～3 省略	1～3 省略		第13条 第2項 調査基準価格を 下回る入札を行 った者で調査資 料の作成を指示 された者は、 <u>その</u> <u>指示された日ま</u> <u>でに資料を提出</u> <u>しなければならない。</u>	1～3 省略	1～3 省略	
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略

第16条（入札の保留）				第16条（入札の保留）			
第1項				第1項			
省略	1 省略	1 談合情報等マニュアルの規定に基づき談合があった（その可能性が高い）と認められたとき、落札決定をしたがその場で間違いに気づき（落札者の言い間違いの場合は除く。）、改めて取扱いを検討しようとするとき等である。		省略	1 省略	1 談合情報等マニュアルの規定に基づき談合があった（その可能性が高い）と認められたとき、落札決定をしたがその場で間違いに気づき（落札者の言い間違いの場合は除く。）、改めて取扱いを検討しようとするとき等である。	
	2 省略	2 省略			2 省略	2 省略	
省略	省略	省略		省略	省略	省略	
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略